

第 10 章

外国人

⑩－1 【災害情報と言語】

Q 日本語がわからないため、災害時に情報を得られるのか不安です。どうしたらよいですか。

A

現在、災害時に発信される情報を多言語に翻訳して、外国人住民に提供する体制を整える取組みが各所で進んでいます。

1 災害地域での情報発信

避難場所での掲示物や相談窓口の他、インターネットを利用した自治体のホームページや SNS、防災アプリ、各地の国際交流協会のウェブサイト（一般財団法人自治体国際化協会「多文化共生ポータルサイト」〈<http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/associations/>〉参照）や SNS で情報発信がなされることが考えられます。

また、現在、多くの自治体では、地域防災計画に明記する等して、大地震などの災害が発生した際、日本語が十分理解できず行政機関等が発信する情報を享受できない外国人住民を支援するため、行政機関等が発信する災害情報を多言語に翻訳して届ける「災害時多言語支援センター」を設置する体制を整えたり、設置に向けた研修等が実施されているとのことです。

2 気象庁ウェブサイト、アプリその他省庁による多言語での情報発信

現在、気象庁ウェブサイトでは気象情報が 15 言語で発信されており〈<https://www.jma.go.jp/jma/kokusai/multi.html>〉、また、観光庁監修の災害時情報提供アプリ「Safety tips」〈<https://www.mlit.go.jp/kankochonews/000325.html>〉は、14 言語に対応しています。

これらの防災に関連した情報について、15 言語に対応したさまざまなチラシやリーフレットが内閣府ウェブサイト「防災情報のページ」〈<https://www>〉

⑩ー２ 【災害とパスポート期限経過】

bousai.go.jp/kyoiku/gensai/index_en.html〉で公開されています。

３ 弁護士会の法律相談

生活を再建していくために、弁護士による法的アドバイスを受けることは有益です。これまで、大地震や豪雨などの被災地域における地元弁護士会による無料法律相談会や、日本弁護士連合会による無料電話相談会が実施された実績があるようです（日本弁護士連合会ウェブサイト〈https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2022/220318_0319.html〉）。近時、弁護士会はインターネットを利用して多言語による情報発信に努めておりますので、地元弁護士会の情報等を確認してみてください。

⑩ー２ 【災害とパスポート期限経過】

Q パスポートの有効期限が切れてしまいました。どうしたらよいでしょうか。また、大使館に電話しても、電話が繋がらない場合は弁護士の力を貸してほしいのですが、何を手伝ってくれますか。

A

相談者の国の領事館や大使館でパスポートの再発行の手続をする必要があります。この手続は、原則として本人自身が領事館・大使館に出頭してしなければならないので、相談者の代わりに弁護士がすることは出来ません。ただし、どうしても出頭することができないような場合には、領事館・大使館が柔軟に応じてくれる可能性がないとはいえないので、電話が繋がる状況になった後、領事館・大使館に相談してみるとよいでしょう。

⑩－3【災害と途中帰国した留学生に対する特別措置】

Q 留学生の友人が、被災直後、母国に帰ってしまいました。しかし、その友人が、最近、新学期も始まったので、また日本に戻って勉強したいと言っています。どうしたらよいですか。

A

「留学」の在留資格を有する中長期在留の外国人は、出国の際、再び入国する意思を表明して出国（なお、出国の際に提出する外国人用の「再入国出国記録」用紙の「一時的な出国であり、再入国する予定です。」の欄にチェックします）することで、出国の日から1年間、又は在留期間の満了日まで再入国許可を得たものとみなされます（みなし再入国許可：入管法26条の2）。

したがって、この再入国許可の有効期間内に帰国する場合は、改めて査証を取得することなく入国し、従前の在留資格で在留することができます。

しかし、再入国許可の有効期間内に帰国できなかった場合や、そもそも再入国の意思を表明することなく出国した場合は、その外国人が有していた在留資格は消滅してしまうため、再び入国しようとする場合には、原則として、入国に先立って新たな査証を取得した上で上陸申請を行い、上陸審査手続を経て上陸許可を受けることとなります。

以上が再入国する場合の手続となりますが、災害を理由に再入国許可の有効期間内に帰国できなかった場合の例外的な対応として、これまで、以下のような措置がとられました。

今後生じうる大規模災害においても例外的な取扱いをする措置がとられることが考えられます。政府の発信する情報に注意をしてください（特に出入国在留管理庁ウェブサイト〈<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>〉）。

① 東日本大震災の際の短期間での査証発給

東日本大震災では、震災後、再入国許可を得ずに帰国した留学生が多数存在したため、途中帰国した留学生に対して、短期間で査証を発給する措置が

⑩－４【震災と再入国許可を得て帰国時の在留期限】

とられました（なお、当時は「みなし再入国許可」の制度はありませんでした）。

② 新型コロナウイルス感染症の影響による措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日本に入国できない等の理由により、再入国許可（みなし再入国許可を含む）の有効期間の満了日が、2020年1月1日から滞在先の国・地域の入国制限措置が解除された日の6か月後以降、入管庁が別途指定する日までの方であって、かつ再入国許可による出国前から、活動内容や身分関係に変更がない方については、提出書類を簡素化し、通常よりも迅速に審査する措置（通常の標準処理期間が1～3か月のところ、2週間を目安）がとられました（出入国在留管理庁ウェブサイト〈https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155_2.html〉）。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可（みなし再入国許可を含む）の有効期間内に再入国が困難な永住者又は特別永住者の有効期間の延長や上陸特別許可による「永住者」の許可等の措置がとられました（出入国在留管理庁「新型コロナウイルス感染症の影響により再入国許可の有効期間内に日本への再入国が困難な永住者の方へ」（令和2年6月26日、令和4年10月7日更新）〈<https://www.moj.go.jp/isa/content/930006015.pdf>〉）。

⑩－４【震災と再入国許可を得て帰国時の在留期限】

Q 就労関係の在留資格をもっている友人が、地震後、再入国許可を得て母国に帰国しました。同人の在留期限は迫っているようですが、まだ日本に戻りたくないと言っています。この場合でも、期限までに本人が日本に戻ってこなければ、在留期間を延長できませんか。

A

在留期間更新許可の申請自体は、一定の資格者（地方出入国在留管理局に届け出た弁護士や行政書士の他、勤務先の職員等で入国管理手続の知識を有するとして

地方出入国在留管理局に承認を受けた人、詳細は入管法施行規則 19 条 3 項ほか）であれば、本人に代わって取次ぎをすることが認められています。しかし、その申請の際、本人のパスポートの提示が必要となるため、いずれにせよ本人は申請時点で日本に滞在していることが必要となります。したがって、本人が外国にいながら、在留期間更新許可申請を行うことはできません。そのため、在留期限までに、本人は日本に戻ってくる必要があります。

なお、新型コロナウイルスの感染が続いた時期には、出入国在留管理庁による在留資格認定証明書交付申請の簡素化、迅速処理が行われ、在留期間の満了までに日本に戻る目処が立たない人には特別な措置がとられています。

具体的には、再入国許可（みなし再入国許可を含む）を得て出国中で在留期限が経過した方を対象に、指定された期限内であれば、申請書、受入れ機関が作成した理由書、従前の在留カードの写し（写真画像やFAXでも可）を提出すれば、原則2週間を目安に、従前の在留資格の認定証明書が得られることとされています。また、在留期間の満了日まで1か月未満の方も対象とされています。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の際、永住者が再入国許可の有効期間内に日本への再入国が困難となった場合には、永住者の資格で上陸特別許可が与えられるとの措置もとられていました（⑩－3【災害と途中帰国した留学生に対する特別措置】参照）。

災害の種類や程度にもよりますが、特別な措置が国によりとられている可能性もありますので、法務省や出入国在留管理庁ウェブサイトを確認することをお薦めします。

⑩ー5 【震災と在留期限延長の特例】

⑩ー5 【震災と在留期限延長の特例】

Q 私 の 在 留 期 間 は 3 月 末 で し た が 、 宮 城 県 内 に 住 ん で い て 被 災 し 、 在 留 期 間 の 更 新 手 続 が で き な い ま ま 期 限 が 過 ぎ て し ま い 、 私 は オ ー バ ー ス テ イ に な っ て し ま い ま し た 。 日 本 に 住 み 続 け た い の で す が 、 ど う し た ら よ い で す か 。

A

在留資格を変更する手続を行っている場合は別として、在留期間を更新しなかった場合には、在留期限を経過すればオーバーステイになるのが通常です。

しかし、法務省出入国在留管理庁は、震災被害が甚大である場合には、相談者のような被災者について、在留期間を延長する特別措置をとることがあります。

例えば、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災においては、平成 23 年 8 月 31 日まで在留期間を延長する特別措置（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 3 条第 2 項の規定に基づく法務省告示（平成 23 年 3 月 16 日法務省告示第 123 号））をとっていました。これにより、東日本大震災の発生時に、「①在留資格を有し、②在留期間が平成 23 年 8 月 30 日までに満了する外国人で、③一定の被災区域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の区域。以下、「特定区域」といいます）にいた方又は外国人登録原票に記載された居住地が特定区域にある方」については、その在留期限が一律平成 23 年 8 月 31 日まで延長されていました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の際の一定時期においては、在留申請窓口の混雑緩和策として、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、その申請を在留資格満了日から 3 か月後まで受け付ける措置がとられていました。この 3 か月の申請延長期間において、在留資格を満了した外国人に対しては住民基本台帳から消除されない、継続して厚生年金保険の対象になる等、実質的に在留期限の延長と同様の扱いがされていました。

したがって、相談者は、東日本大震災の場合であれば、平成23年8月31日までは在留資格が延長されるため、その間に従前どおり在留期間を更新したり、在留資格を変更したりすればオーバーステイになりませんでした。また、新型コロナウイルスの感染の際には、在留期限が過ぎても3カ月以内であれば、在留資格の変更や在留期間の更新の手続が可能でした。

しかし、延長された期間内に更新の手続をとらずに在留期間を徒過してしまうと、原則としてオーバーステイになってしまいます。

この場合には、退去強制手続の対象となります。もっとも、この場合でも、日本に残りたい事情や延長された期限までに手続を済ませることができなかった事情などを詳細に説明すれば、法務大臣の裁量によって在留特別許可を得られる可能性もあります。

⑩－6 【在留資格認定証明の有効期限に係る特例】

Q 在留資格認定証明書を取得した友人が、災害のため、その証明書の有効期限内に入国することができないと連絡してきました。この場合、在留資格認定証明書を再度申請しなければならないのでしょうか。

A

在留資格認定証明書は、通常は発行の日から3か月間有効とされています（入管法施行規則6条の2第6項、別記6号の4様式）。したがって、その期間に上陸申請を行わない時は、当該在留資格認定証明書は失効するのが原則です。

もっとも、災害により入国が遅れる場合には、災害の種類、程度によります。が特別の措置がとられることがあります。

例えば、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の場合には、在留資格認定証明書が震災のために有効期限切れになったり、なってしまう方であっても、同年の8月31日までは在留資格認定証明書を有効とみなして、査証申請

⑩ー７【非正規滞在者の出国と震災】

を受け付けたり、入国を認める措置がとられました。

また、新型コロナウイルスウィルスの感染拡大時には、入国制限が課され日本への入国がなかなかできない事態が発生しました。この時は、在留資格認定証明書の有効期限について、出入国在留管理庁が特別な取扱いを行いました。

この特別な取扱いでは、在外日本大使館等で査証発給申請時に、受入れ機関等が、引き続き在留資格認定証明書交付申請時の活動内容とおりの受入れが、可能であることを記載した文書を提出することを条件として、在留資格認定証明書は、その作成時期にもよりますが、6か月以上の期間有効とみなされました。さらに、この有効とみなす期間を経過した場合には、前回の申請内容から変更がないことを条件として、在留資格認定証明書の交付申請について簡素化、迅速化の処理がされています。必要書類は、申請書、受入機関等が作成した理由書、交付済みの在留資格認定証明書の原本又は写しだけであり、処理時間は2週間程度とされていました。

⑩ー７【非正規滞在者の出国と震災】

Q 現在オーバーステイの身ですが、また大きな地震がくるのではないかと心配なので、母国に一時避難したいと思います。すぐに帰国できますか。数ヶ月間様子をみて、ほとぼりが冷めた頃に再び日本に戻ってきたいのですが、可能ですか。

A

オーバーステイの外国人は、地方入国管理局において、法律に従った手順を経て、退去強制令書又は出国命令書の発付を受けた後でなければ、出国することができません（退去強制手続について入管法第5章、出国命令手続について入管法第5章の2参照）。このうち、出国命令は、退去強制に比べて、手続が簡単で短期間で行なわれます。出国命令対象者は、地方入国管理局に出頭した時から

自主出国の意思があるオーバーステイの者（単に在留期間を徒過した者等）のみであり（入管法24条の3）、それ以外の退去強制事由がある外国人は、退去強制手続がとられます。これらの手続に要する期間は、事案によって異なりますが、おおよその目安は、出国命令であれば概ね2週間、帰国を希望する外国人の退去強制手続であれば概ね3週間です（平成23年3月29日時点東京入国管理局の説明）。なお、出頭時に有効な旅券又は一時渡航許可証を有していなければ、さらに時間を要することになります。

退去強制や出国命令によって出国すると、次回以降の日本上陸が制限されます（入管法5条）。その具体的制限内容は、退去強制事由に応じて異なるため、入管法5条を確認してください。例えば、出国命令を受けて出国した場合、1年間日本に上陸できませんし（同条1項9号二）、不法入国やオーバーステイなどの退去強制を受けて出国した場合、5年ないし10年間日本に上陸することができません（同号ロないしハ）。

この場合にも、法務大臣の「上陸特別許可」（入管法12条）が認められた場合には、上記の上陸拒否期間内であっても、日本に上陸できることになります。もっとも、上陸特別許可は、法務大臣の裁量によりますので、許可が下りるかどうか、いつの時点で許可されるか保証することはできません。いずれにせよ、実務上、出国後わずか2～3か月で上陸特別許可が認められるとは考え難いところです。

⑩－８ 【外国人の出国と震災】

Q 就労の在留資格で日本に住んでいましたが、震災の影響もあり、仕事が激減して解雇されました。その後、新しい就職口も見つかりません。もう帰りたいのですが、帰るためのお金也没有。震災が原因でこういった状況になったので、帰国費用は日本政府が支援をしてくれませんか。

A

残念ながら、現時点では日本政府が帰国費用を直接援助する制度はありません。

ただ、世界的な人の移動（移住）の問題を専門に扱う機関である国際移住機関（IOM）駐日事務所が、法務省入国管理局からの要請を受け、帰国の意思を持ちながらさまざまな理由で帰国ができずにいる方に対して、帰国手続や帰国後の就業支援等を行っています。

IOM 駐日事務所は、2011 年に発生した東日本大震災の際、母国への帰国を希望する被災した外国籍を有する方のために、各国大使館や入国管理局と連携して人道的帰国支援事業を実施しました。具体的には、出国準備のための大使館・総領事館、入国管理局との連絡・調整、避難先から出発地までの移動費用の負担、母国までの片道航空券の手配、その他個別事情に応じた出国のための支援や種々の相談等を行っていました。

よって、大災害が発生した際には、東日本大震災のときと同様の帰国支援事業を行う可能性もあります。詳しくは、IOM のウェブサイトを確認してみてください 〈<https://japan.iom.int/>〉。IOM 駐日事務所ウェブサイトの専用フォームより問い合わせることもできます（専用フォーム：<https://japan.iom.int/ja/node/101430>）。

また、震災を原因としたものではないのですが、リーマンショック時（平成 21 年）に、ハローワークが実施主体となり、帰国を希望する日系人に対する帰国支援が実施されたことがあります。ただ、この帰国支援事業により帰国支援

金の支給を受け母国に帰国した方は、同様の身分に基づく在留資格による日本への再入国が許されないという条件付きでした。そのため、本制度には批判もありましたが、このように、リーマンショックのような社会・経済情勢を踏まえた帰国支援事業が行われることがあります（なお、再入国を認めない扱いは平成25年に緩められ、一定の条件の下に再入国が認められることになりました）。

なお、技能実習生の場合、技能実習生の帰国に支障をきたさないようにするために帰国旅費が支給されることが規定されており、技能実習生に帰国旅費を負担させることは認められていません（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第12条1項6号、出入国在留管理庁・厚生労働省編 技能実習制度運用要領（令和4年10月一部改正））。

⑩－9【外国人と雇用】

Q 災害後の経済状態の悪化で、勤めていた会社を解雇されました。会社には外国人3人と日本人15人の従業員が働いていましたが、外国人3人だけが解雇されました。解雇は納得できません。どうしたらよいですか。

A

災害後の経営状態の悪化を理由とする解雇は、整理解雇に該当すると思われる、有効となるためには4要件が必要となります。整理解雇の4要件とは、①人員削減の必要性があること、②整理解雇回避努力を尽くしたものであること、③解雇対象者の選定基準が客観的で合理的であること、④組合・労働者に協議・説明義務を尽くしたこと、です。この4要件をみたしているかを検討し、総合的に解雇の有効性が判断されます。

災害による経営悪化が真実であり、①②の要件を満たしたとしても、外国人3人だけが解雇されたということであれば、上記③の解雇対象者の選定基準に問題がある可能性があります。労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由とす

⑩－10 【外国人と雇用保険】

る差別的取扱いは禁止されています（労働基準法3条）。したがって、「外国人である」ということだけが選定基準である場合は、不当解雇であり、解雇は無効となる可能性があります。

労働局の総合労働相談センターにおいて相談し、紛争調整委員会によるあっせんを申し立てたり、弁護士に相談し、労働審判を申し立てるなどすることが考えられます。

⑩－10 【外国人と雇用保険】

Q 災害後の経済状態の悪化で、勤めていた会社を解雇されました。外国人の私も雇用保険は受けられますか。また、在留資格がない外国人の場合はどうですか。

A

雇用保険の被保険者であり、雇用保険の受給条件を満たしていれば、外国人であっても雇用保険を受給することができます。雇用保険を受給するためには、原則として、公共職業安定所（ハローワーク）に行って、求職の申込みをする等の手続をとることが必要です。失業保険の給付を受けられるのは、在留資格のある期間です。

なお、コロナ禍においては、厚生労働省が、「技能実習の途中で解雇等され、次の就労先を探す技能実習生」や「技能実習終了後、帰国困難であるため就労先を探す技能実習生」に対しても、受給条件を満たせば雇用保険の給付（基本手当）を受けられる旨をアナウンスしたこともあり（令和2年6月）、災害時の公的支援策についての情報収集は重要です。

次に、在留資格のない外国人の場合は、仮に被保険者であったとしても、在留資格がないので、就労資格を証する書類の提出ができず、「求職の申込み」をすることができません。したがって、在留資格のない外国人の場合は、雇用

保険を受給することはできません。

なお、「在留資格に係る活動を継続して3か月以上正当な理由がなく行っていない者」は、在留資格を取り消されることがありますので（入管法22条の4第1項6号）、この点に留意して、具体的な再就職活動を十分に行うことが必要です。自己の都合によらない理由で解雇、雇止め等を通知され、経済的に困難な状況に置かれている「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格を有する外国人は、就職活動を行う目的で在留を希望する場合は、「特定活動（求職活動者）」（在留期間6月）への変更が認められます（山脇康嗣『詳説 入管法と外国人労務管理・監査の実務——入管・労働法令、内部審査基準、実務運用、裁判例——〔第3版〕』（新日本法規出版、2022）715～716頁）。コロナ禍においては、「特定活動（求職活動者）」への変更要件も緩和されましたので、そのような取扱いがないかについて確認するとよいでしょう。

⑩—11【外国人と国民健康保険】

Q 災害で怪我をしました。これまではボランティアの医師が面倒をみてくれていましたが、東京の病院できちんと治療を受けたいです。この場合、医療費はどうなりますか。また、在留資格がない外国人の場合はどうですか。

A

1 外国人と国民健康保険

日本では、国民皆保険制度が採用されており、外国人でも、原則として、公的医療保険に加入することができ、また、加入しなければなりません。健康保険加入義務のある企業等に常時雇用されている場合には、職域健康保険に加入することとなり（パートタイマーやアルバイト等でも適用対象になる場合があります

⑩-11 【外国人と国民健康保険】

す)、自営業者や無職である場合には、国民健康保険・後期高齢者医療制度の対象になります。ただし、外国人が国民健康保険の被保険者となるには、基本的には、①住民登録を行っている者であり、②3か月を超える在留資格を現に有するか、現に有している資格が3か月以下であっても客観的資料等から3か月を超えて滞在すると認められることが必要であり(国民健康保険法6条11号、同法施行規則1条1号)、オーバーステイの外国人は適用対象となりません。オーバーステイの外国人の場合には、①社会福祉法人等が行う無料・低額診療事業、②地方自治体による医療費補填事業、③民間団体による互助的組織の利用、といった方策が考えられます(詳細は、第一東京弁護士会人権擁護委員会国際人権部会編『外国人の法律相談Q & A〔第四次改訂版〕』(ぎょうせい、2020)369～370頁参照)。

2 東日本大震災の際の措置

東日本大震災の際には、一定の条件を満たす被災地域の住民について、医療機関や薬局の一部負担金や入院時の食費・居住費等の負担が免除されました。外国人でも、健康保険に加入している方で上記条件を満たす場合は、同様に治療費等の免除の対象となっています。詳細は、厚生労働省「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その11)」(平成23年9月30日付事務連絡)〈https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/iryohoken_jimurenraku.pdf〉、同「医療保険の一部負担金等(窓口負担)の免除について(市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度)」(Q & A)〈<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014uzs-att/2r9852000001cors.pdf>〉を参照してください。

ただし、在留資格がない方の場合、上記のとおり、国民健康保険に関しては、加入資格がないということになっていますので、上記免除の取扱いについても対象外となり、全額を診療時に支払わなければなりません。とはいえ、過去に国民健康保険に入っていた方が途中でオーバーステイとなった場合は、診療時現在で被保険者の資格を喪失しているかははっきり確認できませんので、事実上、現在国民健康保険に加入している方と同様に免除の取扱いがなされる可能性もありますから、問合せをした方がよいでしょう。

3 コロナ禍における措置

新型コロナウイルス感染症に関しては、外国人でも、在留資格の有無を問わず、ワクチン接種費用、PCR 検査費用（医師が診療のために必要と判断した患者に対し、医療機関がPCR 検査等を実施した場合）、宿泊療養・自宅療養時及び入院時の医療費の自己負担分については公費負担となっています（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 37 条、42 条、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 10 月 14 日付通知）〈<https://www.mhlw.go.jp/content/000683025.pdf>〉、同「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」（令和 2 年 4 月 30 日付通知）〈<https://www.mhlw.go.jp/content/000626874.pdf>〉）。

なお、入管法 62 条 2 項により、公務員には退去強制事由に該当する外国人を知ったときは通報義務が課せられており、病院や保健所を訪れた在留資格のない外国人が入管法違反で逮捕されるケースもみられましたが、厚生労働省の事務連絡により、新型コロナウイルス感染症対策においては、感染拡大防止等の目的達成のため、退去強制事由に該当する外国人であっても、「入管法に基づく通報義務を履行した場合に当該目的を達成できないおそれがあるような例外的な場合には、当該行政機関において、通報義務により守られるべき利益と各官署の職務の遂行という公益を比較衡量して、通報するかどうかを個別に判断した結果、通報しないことも可能である」とされました（厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策を行うに当たっての出入国管理及び難民認定法第 62 条第 2 項に基づく通報義務の取扱いについて」（令和 3 年 6 月 28 日付事務連絡）〈<https://www.mhlw.go.jp/content/000798935.pdf>〉）。

⑩－12 【公的手当と外国人】

Q 外国人被災者に対しても、国や自治体から見舞金や弔慰金が出ますか。
在留資格がない外国人の場合はどうでしょうか。

A

1 見舞金及び弔慰金

災害弔慰金や災害障害見舞金、被災者生活再建支援金等の支給対象となる「住民」、「世帯」等の意味については、住民登録をしている外国人も含むものとされているため、外国人でも、在留資格をもって日本国内に住所を有している方については、見舞金や弔慰金を受け取ることができます。

ただし、いずれも日本国内に住所を有していることが要件とされているため、基本的には、在留資格のない外国人には支払われないことになります。とはいえ、給付制度によっては、在留資格がない外国人についても支給対象から明確に除外されていない場合もあり得ますので、一度、担当窓口等に相談するとよいでしょう。

2 東日本大震災の際の措置

東日本大震災の際は、外国人登録をしている外国人に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律により、災害弔慰金（死亡の場合、最大 500 万円）、災害障害見舞金（障害が出た場合、最大 250 万円）が支給されています。また、被災者生活再建支援法に基づき、居住する住宅に被害を受けた場合に支援金が支給されます（基礎・加算支援金の合計で最大 300 万円）。留学生については、震災により一時帰国を余儀なくされた国費留学生には日本に再渡日するための航空券が支給され、また、震災により経済的困窮に陥った成績優秀な私費留学生には学習奨励費の追加募集が実施されました。

3 コロナ禍における措置

新型コロナウイルス感染症に際しては、特別定額給付金事業が実施され、「基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者」を対象に10万円が給付されました。外国人であっても、住民基本台帳に記録されている人は給付対象者となった一方、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため、対象とされませんでした（ただし、①基準日において短期滞在者であった人のうち、基準日前において住民基本台帳に記録されており、基準日後において再度住民基本台帳に記録された場合には、給付対象者となること、②給付対象者である難民認定申請中の子が基準日時点で短期滞在者であるため住民基本台帳に記録されていない場合、その子も給付対象者となることとされました（総務省「特別定額給付金 よくある質問」〈https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/faq.html〉））。

⑩-13 【外国人と賃貸借】

Q アパートを借りていましたが、母国にいる家族が日本に住み続けることを心配するので、帰国したいと思います。帰国するためにアパートを解約しようとしたら、貸主から、約束が違うので違約金を支払うようにと言われてしまいました。なお、アパートは地震で壊れたりしていません。やはり支払わなければいけないのでしょうか。また、地震によりアパートの全部又は一部が損壊した場合はどうでしょうか。外国人被災者も仮設住宅に入居することは可能でしょうか。

A

1 賃貸借契約と違約金等

地震により当該アパートが損壊したわけでもなく、また、原発事故による避難の必要性もない場合には、通常の賃貸借契約の解除と同様に考えることになります。

賃貸借契約書に違約金に関する規定があれば支払わなければなりません、その金額が賃貸人に生ずべき平均的な損害の額を超える場合、超える部分については支払う必要はありません（消費者契約法9条1号）。また、賃貸借契約書にない違約金であれば、そもそも支払う必要はありません。

2 賃借物件の損壊

地震により当該アパートが損壊し、居住が不可能になった場合には、賃貸借契約は履行不能によって終了します。違約金を支払う必要もありません。

アパートの一部が損壊した場合には、損壊の割合に応じて賃料が当然減額となります（民法611条1項）。また、残存する部分のみでは賃貸借の目的が達成できないときは、賃借人は契約を解除することができます（同条2項）。そのほか、賃貸人に修繕を求めることもできます（同法606条）。

3 仮設住宅

災害救助法4条1項1号の「救助」の種類の一つとして「応急仮設住宅の供与」が定められています。災害救助法の救助の対象は、災害発生区域内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者であり、国籍要件はありません。同法に基づく救助は国籍・在留資格を問わずに行われるものとされ(内閣府「災害救助法の基本原則」〈https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_b6.pdf〉)、外国人であっても仮設住宅に入居することは可能であり、実際に、東日本大震災の際には、外国人を含め受け入れが行われていました。ただし、災害により住家が全壊、全焼又は流失するなど居住する住家がないこと、自らの資力により住宅を確保することができないことといった条件を満たす必要があります。

なお、大規模地震の発生から仮住まい、復興までの流れを説明した資料として、東京都住宅政策本部「東京仮住まい」〈https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/about/leaflet_tokyokari.html〉があり、英語・中国語・韓国版が公表されています。

⑩－14 【外国人と入居拒否】

Q 私は、被災地に住む外国人です。先日、新たに家を借りようと思い、不動産屋さんでマンションの入居を申し込みました。しかし、数日後に不動産屋さんから連絡があり、外国人であることを理由に入居を断られました。このような入居の拒否は、許されるのでしょうか。

A

賃貸マンションの所有者が、もっぱら入居申込者の国籍を理由に賃貸借契約の締結を拒むことは、憲法14条の趣旨に反する不合理な差別等に該当し、違

⑩－14 【外国人と入居拒否】

法であり、およそ許されないと考えられます（京都地判平成 19・10・2 判例秘書 L06250293、大阪地判平成 5・6・18 判タ 844 号 183 頁）。

裁判例上、当事者間において契約締結の準備が進展し、相手方において契約の成立が確実なものと期待するに至った場合には、その一方の当事者としては相手方の当該期待を侵害しないよう誠実に契約の成立に努めるべき信義則上の義務を負い、合理的な理由なく契約締結を拒絶することは当該義務違反となる。賃貸物件の所有者が国籍を理由として入居申込者との契約締結を拒絶することは何ら合理的な理由が存せず、所有者は入居申込者が契約締結を期待したことによって被った損害を賠償する責任があると解されています（前掲大阪地判平成 5・6・18）。また、入居予定者が日本国籍でないことを理由に賃貸物件を賃貸しないことは、所有者・賃貸人の不法行為を構成し、当該所有者は入居予定者に対しその精神的苦痛を慰謝すべき義務があると解されています（前掲京都地判平成 19・10・2）。

なお、外国人の賃貸住宅への入居需要が高まる中、国土交通省は、外国人の民間賃貸住宅への円滑な入居を目的として、賃貸人らに向けて「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」〈https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html〉を策定し、外国人が入居する場合の実務対応を Q & A 方式で解説し、入居申込書や契約書等の様式を 13 か国語に翻訳しているほか、外国人に向けて「部屋探しのガイドブック」〈https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html〉（13 か国語に翻訳）を策定し、部屋探しから入居までの各種情報提供をしていますので、ご参照ください。

⑩－15 【在留資格取得申請期間の延長】

Q 私と夫は、在留資格をもって日本に滞在する外国人ですが、震災の直前に子どもが生まれました。しかし、震災の影響でばたばたしていたため、生まれた子どもの在留資格取得申請をするのをすっかり忘れていました。今から在留資格取得申請をして、間に合うでしょうか。

A

上陸の手続を経ることなく日本に在留することとなる外国人は、出生その他の事由で在留資格が必要となった日から 60 日間は在留資格を有することなく日本に適法に在留することができます（入管法 22 条の 2 第 1 項）。しかし、60 日を超えて日本に在留しようとする場合には、在留資格が必要となった日（出生の日）から 30 日以内に、住居地を管轄する地方出入国在留管理局に対して在留資格取得許可申請を行なわなければなりません（同第 2 項）。

もっとも、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生した際、法務省入国管理局（当時。現出入国在留管理庁。以下、「入国管理局」といいます）は、①平成 23 年 3 月 11 日の時点で在留資格取得許可申請の期間（出生その他の事由が発生した日から 30 日）内にあった方又は同月 12 日以降に在留資格取得許可申請の期間が生じた方で、②本地震により被害を受け、在留資格取得許可申請の期間の延長を必要とされる方については、在留資格取得許可申請の期間を、平成 23 年 8 月 31 日まで延長する措置を設けました（入国管理局「平成 24 年版出入国管理」〈<https://www.moj.go.jp/isa/content/930002897.pdf>〉（特に 58 頁））。

また、令和 2 年 4 月に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した際は、出入国管理庁は、日本で出生した方などで同年 3 月から 6 月までの間に在留資格取得許可申請をしなければならない方については、その期間満了日から 3 か月後まで申請を受け付ける措置を設けました（入国管理局「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための申請受付期間の延長について」（令和 2 年 4 月 3 日）〈<https://www.nisshinkyo.org/news/pdf/covid19/20200403covid1.pdf>〉）。

⑩－16 【外国人と相続】

このように、震災時等においては、入国管理局が特別な措置を設けることが想定されるため、その対応を注視する必要があります。ただし、当該措置はいずれも特別な措置であり、当該期間内の申出が間に合わなかった場合には、子どもは不法滞在となり、原則どおり退去強制手続が踏まれることになります。この場合、退去強制手続内で在留特別許可を求めていくことになりますが、在留資格をもって日本に滞在する両親の間に生まれた子の場合、日本に滞在する必要性を十分に説明すれば、在留特別許可が認められる可能性はあります。

なお、実務上、入国管理局は、在留期間が経過した外国人からの申請であっても、当該申請を適法な申請として特別に受理することがあります（これを「特別受理」といいます）。これは、天災・事故・疾病等申請人の責めに帰すべからざる事由によるものと認められる場合で、かつ申請をすれば許可されることが確実と見込まれる場合に入国管理局がとる事実上の例外的措置です。ただし、特別受理はあくまで救済措置にすぎないため、これが認められないリスクも十分に認識しておく必要があります。

⑩－16 【外国人と相続】

Q 私は外国人ですが、日本人の夫と結婚して、一緒に暮らしてきました。しかし、震災で夫が亡くなってしまいました。相続の処理をしなければいけないと思っていますが、私が外国人であることによって、日本人の場合とは異なる手続を踏まなければならないのでしょうか。なお、亡くなった夫が外国人だった場合はどうですか。

A

外国人が法律問題の当事者となる場合、国際裁判管轄と準拠法の問題を検討する必要があります。

国際裁判管轄とは、当該国の裁判所が事件を裁判する権限のことをいいます。

す。日本で法律問題を処理する場合には、国際裁判管轄が日本にあることが必要です。この点、相続については、被相続人の最後の住所地が日本であれば、日本にも国際裁判管轄が認められます（民事訴訟法3条の3第12号・13号）。

準拠法とは、当該法律関係に適用する法のことです。2か国以上の法律が関係しうる場合、どの国の法律を使えばよいのか、すなわち準拠法の選定が問題になります。準拠法に関するルールは、主に「法の適用に関する通則法」（通則法）によって規定されています。相続については、通則法36条が「相続は、被相続人の本国法による。」と規定しており、被相続人が日本人であれば、相続問題は日本法によって処理されます。相続人である配偶者が外国人の場合であっても、相続人が日本人の場合と特に異なる取扱いはされません。他方、被相続人が外国人の場合には、準拠法は当該外国人の本国法になるため、当該外国人の本国法に従って、相続問題が処理されます。この場合でも、日本の国際裁判管轄は認められますが、遺産（被相続財産）の所在地等を考慮した場合に、日本において手続を進めることが適切かどうかについては慎重に検討する必要があります。例えば、外国にある預金について、日本の裁判所においてその引渡しを命じる判決を得ても、預金を管理する外国の銀行がこれに応じるかどうかはわからないためです。

